

保育所，認定こども園及び幼稚園における新型コロナウイルス感染症患者の発生について

5月10日（火），保育所，認定こども園及び幼稚園関係者に新型コロナウイルス感染症患者が7名確認されました。

1 当該園及び患者

- (1) 警固屋みらい保育園（呉市警固屋8丁目8番17号）：児童1名
- (2) だいしん（呉市吉浦中町1丁目5番2号）：児童1名
- (3) 明和保育園（呉市焼山ひばりヶ丘町18番15号）：児童2名
- (4) 保育所：児童2名
- (5) 幼稚園：児童1名

2 臨時休園の期間

- (1) 警固屋みらい保育園・明和保育園
令和4年5月11日（火）
- (2) だいしん
令和4年5月11日（火）～令和4年5月12日（水）

3 経過及び今後の対応

- (1) 警固屋みらい保育園
当該園を当面1日間の臨時休園とします。接触者の検査が完了しない場合，及び他に感染者が確認された場合は臨時休園の延長を行います。
- (2) 明和保育園
当該児童と他のクラスの児童等との接触がないため，在籍しているクラスのみ当面1日間閉鎖し，一部休園とします。接触者の検査が完了しない場合，及び他に感染者が確認された場合は臨時休園の延長を行います。
- (3) だいしん
当該児童と他のクラスの児童等との接触がないため，在籍しているクラスのみ当面2日間閉鎖し，一部休園とします。接触者の検査が完了しない場合，及び他に感染者が確認された場合は臨時休園の延長を行います。
- (4) 保育所，幼稚園
当該児童については，検査が必要な接触者がいないため，臨時休園は行いません。当該園の園名公表については，施設の管理，防疫上からも必要ないため，行いません。